

## 目標設定型排出量取引制度におけるその他ガス削減量算定ガイドライン

### 改正概要（令和 7 年 4 月）

- ・ 廃棄物燃料の使用等により排出される二酸化炭素は、引き続きその他ガスとして算定することを記載
- ・ その他ガス削減量の算定について、算定に使用する地球温暖化係数を第 4 計画期間の改正内容に合わせて改正
- ・ その他ガス削減量の算定方法について、事業所の使用開始時期が平成 20 年度途中以降からの場合、平成 22 年度以降から申請前年度のうち連続する 3 年度を基準年度とすることができるよう算定方法を改正
- ・ モニタリング計画及び算定結果の報告手続について、平成 22 年度以降から申請前年度のうち連続する 3 年度を基準年度とした場合の報告手続を含む内容に改正
- ・ 第 3 計画期間から第 4 計画期間へ時点修正
- ・ その他軽微な修正